

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平戸市は、児童手当関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

長崎県平戸市長

公表日

令和7年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当の認定請求の受付、資格審査、支給決定、手当の支給等の事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一に規定される主務省令第44条に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 父母指定者からの認定請求の受付、資格審査等 2 受給資格者からの認定請求の受付、資格審査等 3 額改定請求の受付、資格審査等 4 現況の届の受付、審査等 5 受給者の氏名、住所変更にかかる事務 6 消滅の届の受理、審査等 7 未支払い請求の届の受理、審査等
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	☐ 番号法第9条(利用範囲) ☐ 番号法別表第一の56項(児童手当)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	☐ 番号法第19条第8号 ☐ 番号法別表第二 ・第3欄が「市町村長」の項のうち、第4欄に「児童手当法による児童手当の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87、106) ・第1欄が「市町村長」の項のうち、第2欄に「児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75) ☐ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部こども未来課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 福祉部こども未来課 TEL0950-22-9137
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 総務部総務課 TEL0950-22-9100
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年8月12日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年8月12日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当の支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	児童手当システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 佐々木 信二	市民課長 度嶋 悟	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策			事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	5①部署	市民福祉部福祉課	福祉部こども未来課	事後	組織再編に伴う変更のため
令和1年6月26日	5②所属長の役職名	市民課長 度嶋 悟	課長	事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	7請求先	市民福祉部福祉課	福祉部こども未来課	事後	組織再編に伴う変更のため
令和2年9月1日	7請求先	22-4111	22-9137	事後	電話番号の変更によるもの
令和2年9月1日	8連絡先	22-4111	22-9100	事後	電話番号の変更によるもの
令和4年3月11日	②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 74、75の項並びに児童手当法施行規則第1条の4等	番号法第19条8号、別表第二 74、75の項並びに児童手当法施行規則第1条の4等	事後	法令改正に伴うもの
令和4年3月11日	IIしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年9月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	児童手当法等の規定に則り対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認	児童手当法に基づき、児童手当の認定請求の受付、資格審査、支給決定、手当の支給等の事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一に規定される主務省令第44条に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 父母指定者からの認定請求の受付、資格審査等 2 受給資格者からの認定請求の受付、資格審査等 3 額改定請求の受付、資格審査等 4 現況の届の受付、審査等 5 受給者の氏名、住所変更にかかる事務 6 消滅の届の受理、審査等 7 未支払い請求の届の受理、審査等	事前	
令和4年9月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 56の項並びに児童手当法第4条等	○ 番号法第9条(利用範囲) ○ 番号法別表第一の56項(児童手当)	事前	
令和4年9月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二 74、75の項並びに児童手当法施行規則第1条の4等	○ 番号法第19条第8号 ○ 番号法別表第二 ・第3欄が「市町村長」の項のうち、第4欄に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87、106) ・第1欄が「市町村長」の項のうち、第2欄に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75) ○ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第9条	事前	情報照会先の追加により追記するもの。
令和4年9月29日	IIしきい値判断項目	500人以上	500人未満	事後	
令和5年9月8日	IIしきい値判断項目	令和4年3月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年1月29日	8. 人手を介在させる作業			事後	様式変更に伴うもの
令和7年1月29日	11.最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式変更に伴うもの
令和7年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○ 番号法第19条第8号 ○ 番号法別表第二 ・第3欄が「市町村長」の項のうち、第4欄に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87、106) ・第1欄が「市町村長」の項のうち、第2欄に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75) ○ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第9条	○ 番号法第19条第8号 ○ 番号法別表第二 ・第3欄が「市町村長」の項のうち、第4欄に「児童手当法による児童手当の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87、106) ・第1欄が「市町村長」の項のうち、第2欄に「児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75) ○ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第9条	事前	制度改正に伴うもの
令和7年8月8日	IIしきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和7年8月12日	事前	
令和8年10月1日	1③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能	事前	